

# 新潟鉄工退職金闘争の学習会と裁判に参加して



造船・機械メーカーの新潟鉄工所は、2001年11月、経営が行き詰まり、会社更生手続きに入ったが、管財人は、優先して確保すべき労働者の退職金を8割もカットする更生計画を立て、労働組合役員に提示、職場討議の期間を十分保証しないまま、労働協約を改定し、この大幅カットを強行した。これに怒った旧新潟コンパター工場（加茂市）の労働

ることを黙って見逃すとするならば、全国にこのような悪らつなやり口が広がり、労働者の闘いによって維持してきた退職金の優先的確保という当然の権利が踏みじられてしまう。退職金裁判を闘う原告労働者を支援し、勝利までもに闘おうではありませんか。

新潟鉄工は本社は東京、全従業員は約29000人。組合はJAM傘下の全新潟鉄工労組（本間剛委員長、組合員2000人）。新潟県内や大宮市などに工場があり、加茂市の旧新潟コンパターは01年4月に新潟鉄工の業務改善のため無理やり吸収合併された。その8カ月後に道連れ倒産に引きずり込まれた。倒産後、内燃機、造船、工作機などの各工場は石川島播磨、日立造船などに分割、承継され、旧新潟コンパターは日立インダストリーに営業譲渡されて、現在は日立ニコトランスミッションの社名となり、469人の労働者は全員再雇用された。裁判を起こしたのはそのうちの14人。初めは「なん

者が中心となって、退職金を取り戻す裁判を2002年6月に更生会社新潟鉄工所の管財人を相手取って新潟地裁に起こした。新潟交流センターは5月例会で原告3人をお招きして同裁判の学習会を開いた。以下はその学習会に参加し、また5、6月の裁判（口頭弁論）を聞いた感想と報告です。

で裁判なんかするんだ。会社をつぶす気か」と、周囲は非国民扱いをするような冷たい視線だったが、だんだん「組合がおかしいのじゃないか」という人もできてきて理解が広まりつつあるという。そして裁判そのものも、新潟の大形工場から5人が提訴、東京のエンジニアリングからも5人提訴があるなどして、現在原告は27人。

## 8割カットでは家のローンも払えず、老後は真つ暗

01年11月27日に経営が行き詰まり、会社更生法の適用を申請、全経営者が退陣、弁護士十数人が管財人となる。会社人事部は「退職金は必ず支払われる」といつていたが、管財人から、更生計画では退職金は2割しか払えないと労組執行部へ提案。02年4月16日に執行部はそれを全面的に受け入れた内容を組合員へ提案、わずか10日後の4月26日に職場意見の集約をしたとして議決。管財人と労組の間で退職金などの取り決めを

退職金は最優先で保証される。どんな事態が起きようと、労働者の退職金は最優先されて確保されるのが法律上も、今までの実例からも当然なはずが、8割もカットするという労働者無視のやり方に、生活設計が成り立たないと原告たちは語り、さらにこんな計画に労組役員がなんら闘うことなく従っていることに怒りを爆発させていました。

小泉構造改革政策の下、多くの企業が倒産の危機に見舞われ、膨大な労働者が路頭に投げ出されている。こうした状況の中で、新潟鉄工という東証1部上場だった大会社がこんなやり方で労働者に犠牲を押し付け

した労働協約を改悪、8割カットを受け入れた。例えば1800万円程になるはずの人の退職金が、わずか350万円にしかならないと知った組合員の間では、これでは家のローンが払えない、子供の教育資金は、老後の生活はどうなる—などの不安と怒りが充満、14人が02年6月に訴訟に踏み切った。

原告側の主張は、①労基法、会社更生法など法体系上、退職金は優先的に保証されるにもかかわらず、8割もカットされるのは不当。保護すべき公益債権である労働債権をまずカットして、金融機関などへの支払いを優先するなど、会社更生法に違反している。②代償や経過措置もなく8割カットは受忍の限度を超え、不公平な労働協約改悪は公序良俗に違反している。③組合員の利益に著しく反し、労組の目的を逸脱した労働協約の改定であり組合員への拘束力はない—等々。

## 屈服した労組幹部の姿勢を問う

さらに提訴者が続出することを恐れて100億円を積んできたことの言い逃れをしていた。加茂工場の労働者が、不満を泣き寝入りせず、積極的に労働者の権利確保のため裁判闘争にうってでたことが、退職金100億円プラスという現在の勝利的状況を切り開いたものです。8月の裁判では労組委員長の尋問が予定され、裁判は大詰めに近づいている。労組幹部の屈服ぶりを明らかにする裁判になるが、鉄工労働者の闘いを支援し、勝利を確実なものにするためとにも闘おう。（滝沢征雄）

労働協約の改悪について、全新潟鉄工労組の組合規約では、重大問題については1カ月前の提案、全員投票の規定があり、提案から意見集約までわずか10日間、その間に休日もあり、個々の組合員の検討、意見の表明、討議の時間なし。既に発生している退職金の権利について、労働協約を改定してその以前に遡及して適用させることはできないなどの主張もしている。労働組合幹部が管財人の言いなりで、労働者の当然の権利も守らず、組合規約も無視して、管財人という資本の代弁者に屈服している姿を鋭く追及している。

5月の裁判で、被告管財人側は、当初の退職金充当額62億円で8割カッ

トしたが、新たに退職金充当額として100億円をプラスして支払うことが可能になったとしてきた。原告側からその数字の根拠は何かを追及されたが、被告代理人はこれを明らかにしなかった。裁判長も「何か資料を出せないのか」と促した。

6月の裁判では管財人の腰証証人への尋問が行われ、「組合への提案は当初から、最低額としてかならず2割保証する。その後、更生手続きの進行の中で資金ができれば退職金に上乘せする予定で、こちらから8割カットなどと言ったことはない」と証言。裁判闘争の原告側勝利的進展で、8割カットはあまりにも労働者を無視しすぎることが明白になり、

